明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日を定める政令（四）　二
○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（五）　三
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（六）　四
○子どもの貧困対策会議令（七）　四
○不動産特定共同事業法施行令及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（八）　五
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（九）　五
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府四七）　七
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務一三）　七
○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を定める件（厚生労働八）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六七～六九）　九
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業四）　一〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通三二）　一〇
○海上における射撃試験を実施する件（防衛一四）　一〇
〔国会事項〕
内閣府　公正取引委員会　法務省　一〇
〔人事異動〕
〔官庁報告〕
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（東北運輸局最低賃金公示一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第四号）（内閣府本府）

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二五年法律第六四号）の施行期日は、平成二六年一月一七日とすることとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（政令第五号）（内閣府本府）

1　子どもの貧困率

相対的に貧困の状況にある一八歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が一八歳未満の者の総数のうちに占める割合をいうこととした。（第一項関係）

2　生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

生活保護法（昭和二五年法律第一四四号）第六条第一項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合をいうこととした。（第二項関係）

3　この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二五年法律第六四号）の施行の日（平成二六年一月一七日）から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第六号）（内閣府本府）

1　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二五年法律第六四号）の施行に伴い、政策統括官の職務につき所要の整備を行うこととした。

2　この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行の日（平成二六年一月一七日）から施行することとした。